

大田市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画)

「もったいない」を合言葉に
みんなで築く循環型のまち

平成26年3月

島根県大田市



大田市マスコットキャラクター
「らとちゃん」

©2012 大田市K108

～ 目 次 ～

第1章 計画策定の考え方.....	1
1-1. 計画策定のねらい.....	2
1-2. 計画策定の趣旨.....	2
1-3. 計画の位置づけ.....	3
1-4. 計画の期間.....	4
1-5. 計画対象廃棄物.....	4
第2章 ごみ処理の現状.....	5
2-1. ごみの分別、収集・運搬.....	6
2-2. ごみ排出量.....	9
2-3. ごみの性状.....	10
2-4. 中間処理・最終処分.....	13
2-5. ごみ処理経費.....	21
第3章 ごみ処理の目標.....	22
3-1. 基本目標.....	23
3-2. 基本方針.....	23
3-3. 数値目標.....	24
第4章 ごみ処理計画.....	28
4-1. 計画の体系.....	29
4-2. 重点施策.....	30
4-3. 排出抑制の推進.....	32
4-4. 再使用・再生利用の推進.....	33
4-5. ごみの適正処理.....	34
第5章 次期可燃ごみ処理システムの構築.....	42
5-1. 可燃ごみ処理状況.....	43
5-2. 周辺地域の可燃ごみ処理状況.....	43
5-3. 可燃ごみ処理システムの構築に関する検討.....	44
5-4. 可燃ごみ処理方法の検討にあたって.....	46
5-5. 施設整備する場合のスケジュール.....	47
第6章 計画の進行管理.....	48
6-1. 計画推進体制.....	49
6-2. 計画進行管理.....	49

資 料 編	50
1. 大田市の地域特性	51
2. ごみ処理の現状.....	60
3. 上位計画	74
4. ごみの発生量及び処理量の見込み	78
5. ごみ処理施設に関する事前調査.....	86
集 計 表	91

第 1 章 計画策定の考え方

1-1. 計画策定のねらい

私たちは、科学技術の進歩により、便利な生活・物質的な豊かさを得る一方で、地球規模の環境問題が顕在化し、身近な環境においても問題を抱えています。美しい地球環境・豊かな自然環境を未来へ引き継ぐためには、一人ひとりが環境問題を自らの問題と考え、身近なことから取り組まなければなりません。

特に、廃棄物対策としては、リデュース（Reduce 発生抑制）・リユース（Reuse 再使用）・リサイクル（Recycle 再生利用）（以下、それぞれの頭文字の“R”を取り「3R」という。）を進めることで、資源の消費を抑制し、環境負荷をできる限り低減した循環型社会の実現に取り組む必要があります。

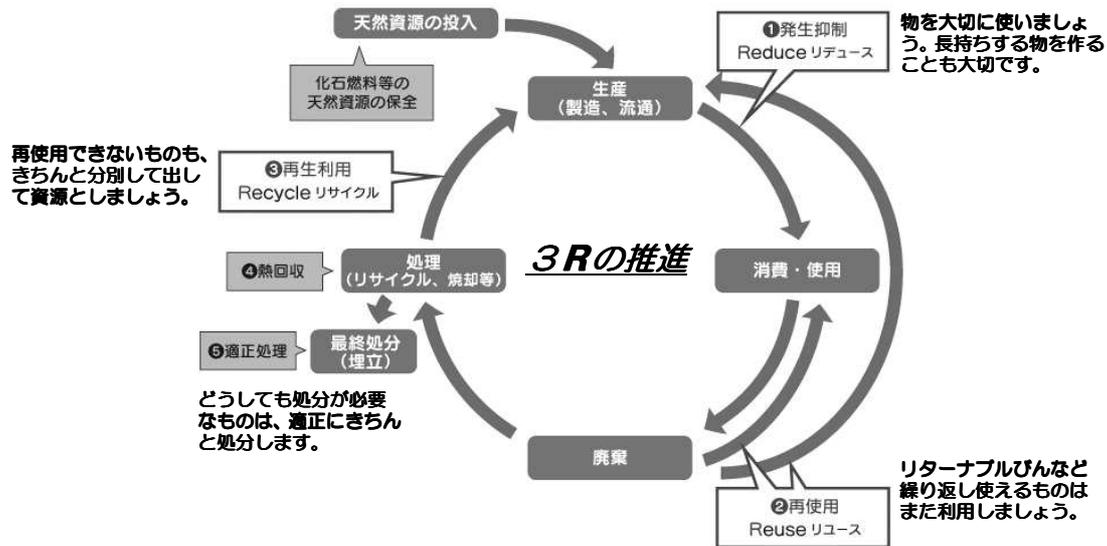


図 1 3R推進に向けた取り組み

大田市（以下、「当市」と言う。）では、ごみ減量化とリサイクルの推進により、ごみ排出量は着実に減少しています。引き続き、大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式を見直し、「もったいない」を合言葉に市民・事業者・行政が一体となり、循環型社会を構築していくことが重要であると考えています。

こうした状況をふまえ、大田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画（以下、「本計画」と言う。））は、循環型社会の実現を目指し、ごみの発生そのものを抑制するリデュースの取り組みを一層進めることや、リサイクル、適正処理を総合的かつ計画的に推進するための施策を明らかにしたものです。

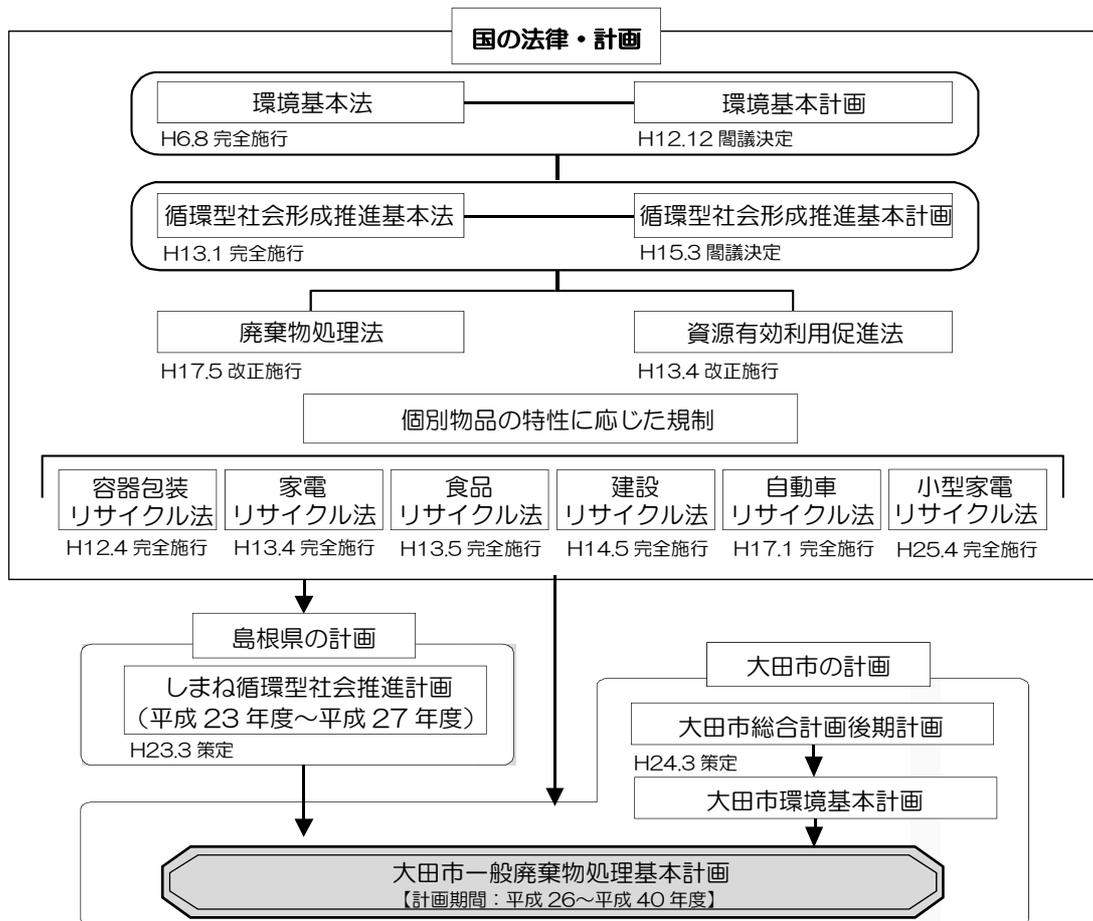
1-2. 計画策定の趣旨

当市では、平成19年3月策定の現計画に基づき、適正にごみ処理を行ってきましたが、策定から5年以上が経過し、新たな取り組みや施策、長期的な対策を下記のとおり検討することが必要となりました。そこで、現計画を見直し、新たな計画を策定します。

- ①ごみ減量化・リサイクルに向けた新たな取り組みの検討
- ②次期可燃ごみ処理システムの構築

1-3. 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項に基づき、廃棄物に関して市町村が策定する基本計画として、法体系の中に位置づけられています。本計画は、国の法律・計画、島根県の計画、「大田市総合計画」及び「大田市環境基本計画」を上位計画とし、ごみ処理に関する具体的な施策の方向性を示します。

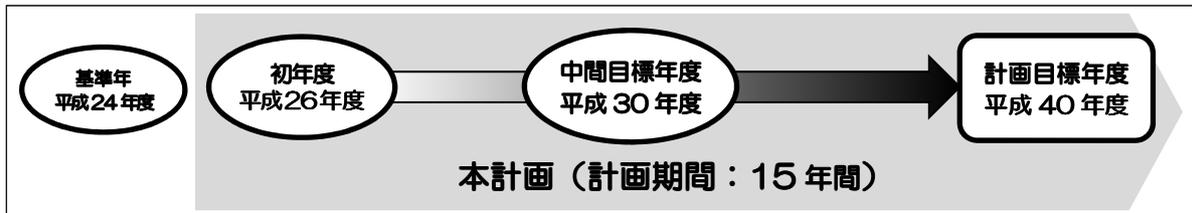


※法律名は略称としています。

図 2 本計画の位置づけ

1-4. 計画の期間

本計画の期間は平成 26 年度から平成 40 年度まで 15 年とします。計画目標年度は平成 40 年度とし、平成 30 年度に中間目標年度を設けることで、計画の進行状況を確認します。なお、概ね 5 年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行います。



1-5. 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、下記の示すとおり固形状の一般廃棄物とします。なお、当市による処理・処分が困難であるものは処理対象外とします。

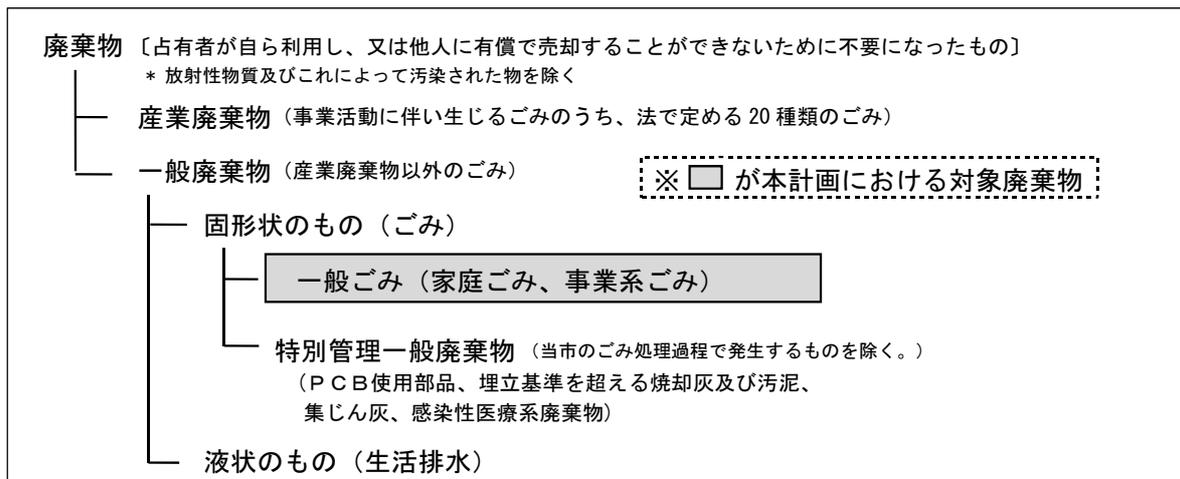


図 3 対象廃棄物

表 1 当市で処理対象外としているものの対応

区分	取り扱い
家電リサイクル法対象品目	テレビ (ブラウン管・液晶・プラズマ)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、販売店引き取りを原則とします。
パソコン	製造メーカー等による引き取り・リサイクルを促進します。
その他市で指定する処理困難物	下記のものは、専門処理業者または販売店等による引き取りとします。 2m×1m×1mを超える大きなもの、タイヤ、ガスボンベ、消火器、ボイラー、バイク、スプリングマットレス、農機具、ハウス用ビニール、ドラム缶、農薬、医療機器、医療機関 (家畜診療所及び研究機関含む) から排出される医療器具、医療系廃棄物、潤滑油 (エンジンオイル等)、自動車などの部品、瓦、土砂、風呂釜、流し台、バッテリーなど

第2章 ごみ処理の現状

2-1. ごみの分別、収集・運搬

1) ごみの分別

家庭から排出されるごみ（以下、「家庭系ごみ」という。）の分別区分は、大きく分けて「資源物、燃やせるごみ、不燃ごみ、不燃粗大ごみ」の4種類に分けられます。

事業活動に伴って発生したごみ（以下、「事業系ごみ」という。）の分別区分は、家庭ごみに準拠した分別となっています。

表 2 ごみの分別区分

分別区分		主な品目
①資源物	Aグループ	アルミ缶・スチール缶、廃乾電池、水銀体温計
	Bグループ	ガラス瓶（茶色、無色透明、その他）、ペットボトル
	Cグループ	紙パック、ダンボール、新聞・折り込み広告、 その他の紙類、古布・衣類
	プラスチック製容器包装	ボトル類、カップ・パック類、チューブ類、袋類、 その他（外装フィルム、発泡スチロール等）
②燃やせるごみ	台所ごみ、紙類、布類・衣類・皮革、草木、 やわらかいプラスチック、ビニール、ゴム類 など	
③家庭不燃ごみ	陶器類、金属類、かたいプラスチック、 皮革（金属類を含む）など	
④家庭不燃粗大ごみ	不燃ごみで指定袋に入らないもの (自転車、椅子、戸棚など2m×1m×1mを超えないもの)	

2) 収集・運搬体制

家庭系の燃やせるごみは、当市の直営にて収集しています。燃やせるごみ以外は、民間に委託し収集しています。

事業系ごみは、事業者が自ら処理施設に搬入するか、当市の許可した収集運搬業者に委託して処理施設に搬入しています。なお、事業系の燃やせるごみは、当市で収集を行っています。

表 3 収集・運搬体制

分別区分		収集頻度	形態	収集方式	排出方法・手数料
資源物	Aグループ	月1回	委託	集積所	集積所にある指定網袋、コンテナへ分別して排出
	Bグループ	月1回	委託	集積所	
	Cグループ	月1回	委託	集積所	ひもで縛って排出
	プラスチック製容器包装	月2回	委託	集積所	指定袋に入れて排出
燃やせるごみ		週2回	直営	集積所	指定袋に入れて排出
不燃物	不燃ごみ	月2回	委託	集積所	指定袋に入れて排出
	粗大ごみ	年2回	委託	集積所	家庭不燃粗大ごみ処理券を貼って搬出

当市では、平成18年度より、ごみの減量化、リサイクル促進などの目的に、燃やせるごみと家庭不燃ごみの指定袋制度を導入しました。あわせて、家庭から排出される不燃粗大ごみの収集も開始しました。指定袋等の種類及び価格は表4に示すとおりである。

表 4 指定袋並びに家庭不燃粗大ごみ処理券の種類及び価格

種 類			～H26. 3. 31	H26. 4. 1～
			販売価格 税込 (5%)	新販売価格 税込 (8%)
資源物 プラスチック 製容器包装	資源物用 (透明)	(大) 45L	200 円/10 枚	210 円/10 枚
		(中) 30L	150 円/10 枚	160 円/10 枚
燃やせるごみ	家庭用 (黄色)	(大) 45L	500 円/10 枚	510 円/10 枚
		(中) 30L	300 円/10 枚	310 円/10 枚
		(小) 20L	250 円/10 枚	250 円/10 枚
	事業所用 (緑色)	(大) 45L	1,000 円/10 枚	1,030 円/10 枚
不燃ごみ	家庭用 (白色)	(大) 45L	500 円/10 枚	510 円/10 枚
		(中) 30L	300 円/10 枚	310 円/10 枚
		(小) 20L	250 円/10 枚	250 円/10 枚
家庭不燃粗大ごみ処理券 (ステッカー)			500 円/1 枚	515 円/1 枚

また、次の場合は、当市の施設に搬入するか当市の許可した収集運搬業者に委託することになっています。

- ①燃やせるごみ、家庭不燃ごみにおいて、指定袋に入らないもの
- ②一時多量にごみを出す場合（指定袋で5袋を超えるもの）
- ③事業系不燃ごみ（当市の処理施設まで自己搬入する、または当市の許可した収集運搬業者に委託することとなっています。）

当市の処理施設に自己搬入する場合の処理手数料は、表 5 に示すとおりです。

表 5 処理手数料（自己搬入の場合）

種 類		～H26. 3. 31	H26. 4. 1～
		税込（5%）	税込（8%）
燃やせるごみ	家庭系ごみ	50 円/10kg	51 円/10kg
	事業系ごみ	100 円/10kg	103 円/10kg
不燃ごみ	家庭系ごみ	50 円/10kg	51 円/10kg
	事業系ごみ	350 円/10kg	360 円/10kg

※資源物（A, B, Cグループ）の直接搬入に係る手数料は無料

2-2. ごみ排出量

当市から排出されるごみ量は減少傾向にあり、平成 24 年度において 10,671 t/年です。ごみ種類別にみると、燃やせるごみは 8,006 t/年、不燃・粗大ごみは 1,346 t/年、資源物は 1,319 t/年です。市民 1 人 1 日平均排出量は平成 24 年度において 768 g であり、全国平均 (975g)、島根県平均 (944g) と比較すると低い状況にあり、減量化が進んでいます。

表 6 ごみ排出量の推移

(単位：t)

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 17 比
燃やせるごみ	収集	7,553	5,581	5,632	5,534	5,443	5,368	5,713	5,634	-25.4%
	直接搬入	2,368	2,279	2,690	2,599	2,668	2,381	2,252	2,372	0.2%
	小計	9,921	7,860	8,322	8,133	8,111	7,749	7,965	8,006	-19.3%
不燃・粗大ごみ	収集	1,897	1,078	1,115	1,060	1,055	1,032	684	631	-66.7%
	直接搬入	772	926	914	874	745	665	988	715	-7.4%
	小計	2,669	2,004	2,029	1,934	1,800	1,697	1,672	1,346	-49.6%
資源物	収集	1,341	1,736	1,660	1,531	1,434	1,432	1,500	1,297	-3.3%
	直接搬入	100	0	0	0	15	20	30	22	-78.0%
	小計	1,441	1,736	1,660	1,531	1,449	1,452	1,530	1,319	-8.5%
合計		14,031	11,600	12,011	11,598	11,360	10,898	11,167	10,671	-23.9%

※単位：t/年

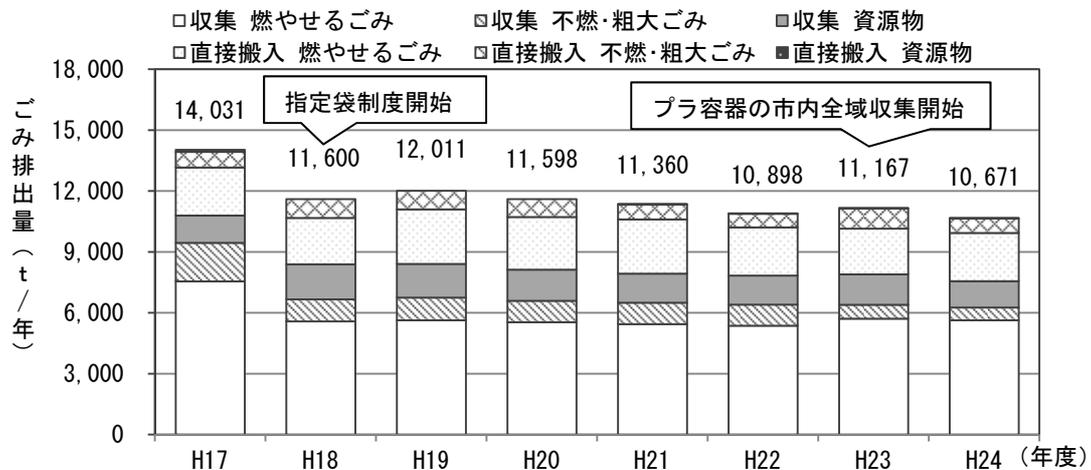
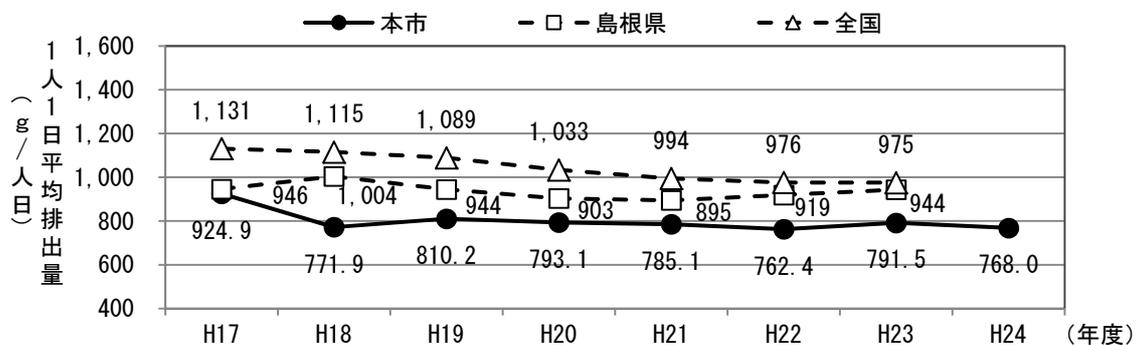


図 4 ごみ排出量の推移



※1 人 1 日平均排出量 = ごみ排出量合計 ÷ 人口 ÷ 365 日

※出典：全国「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」、島根県「一般廃棄物処理の現況」

図 5 国・県・当市の 1 人 1 日平均排出量

2-3. ごみの性状

1) 家庭系ごみの性状

家庭から排出される燃やせるごみの性状は、厨芥（ちゅうかい）類（生ごみ）が約5割程度と高い割合を占めており、次いで紙類が約3割程度を占めています。資源化可能な紙類（紙製容器包装類、古紙類）は約14%を占めています。

家庭から排出される不燃ごみの性状は、プラスチック類が約5割程度と高い割合を占めています。資源化可能な缶類、ビン類、ペットボトルは約31%を占めています。

ごみ排出量の減量化を行うには、燃やせるごみに多く含まれている厨芥類（生ごみ）、紙類に対する施策が効果的であることが考えられます。また、資源化を進めるには、燃やせるごみ、不燃ごみに含まれる資源化可能なものについて、分別徹底を呼びかける必要があります。

表 7 燃やせるごみの性状

大分類	重量割合	中分類	重量割合
紙類	33.47%	紙製容器包装類	6.65%
		古紙	7.19%
		その他紙類（含 紙おむつ）	19.63%
布類	2.87%	布類	2.87%
皮革類	0.47%	皮革類	0.47%
プラスチック類	7.98%	トレイ	0.17%
		ペットボトル	0.04%
		その他プラスチック製容器包装類	7.12%
		その他プラスチック類	0.65%
木・竹・わら類	5.40%	木・竹・わら類	5.40%
厨芥類（生ごみ）	46.85%	手つかず食品	3.25%
		調理くず、食べ残し等	43.60%
その他可燃物	1.81%	その他可燃物	1.81%
不燃物	1.15%	金属類	0.02%
		その他	1.13%
可燃ごみ 合計			100.00%

※平成 25 年 8 月 7 日ごみ組成調査結果より

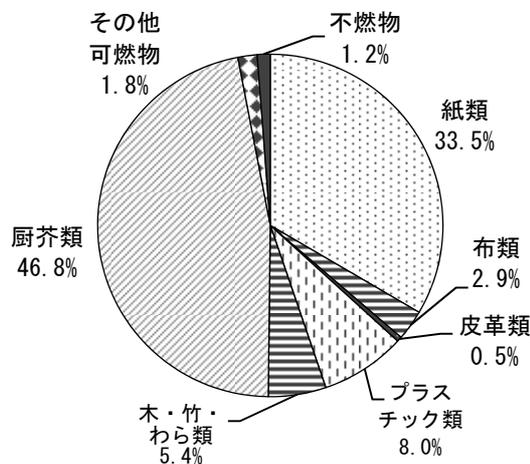


図 6 燃やせるごみの性状

表 8 不燃ごみの性状

大分類	重量割合	中分類	重量割合
金属類	19.36%	缶類	6.10%
		金属製品	13.26%
ガラス、陶磁器類	22.26%	ビン類	17.80%
		ガラス類	0.05%
		陶磁器類	4.41%
プラスチック類	48.57%	トレイ	0.91%
		ペットボトル	7.40%
		その他プラスチック製容器包装類	15.44%
		その他プラスチック類	24.82%
皮革類	0.58%	皮革類	0.58%
その他不燃物	4.74%	その他不燃物	4.74%
可燃物	4.49%	可燃物	4.49%
不燃ごみ 合計			100.00%

※平成 25 年 8 月 6 日ごみ組成調査結果より

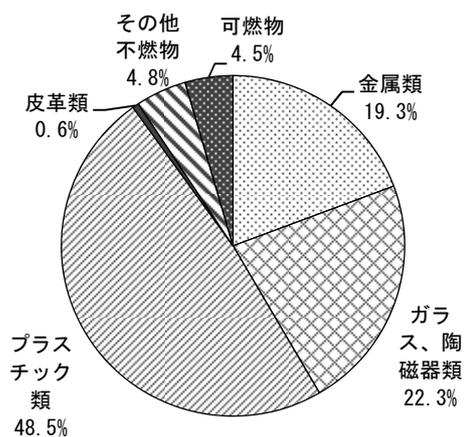


図 7 不燃ごみの性状

2) 事業系ごみの性状

市内の各事業所から排出されるごみ（事業系ごみ）の性状は、紙おむつが最も多く、次いで動植物性残渣（魚のアラ）、生ごみが多くなっています。事業系ごみの排出量を減量化するには、取り組み内容が比較的容易である生ごみと紙ごみに対する施策が効果的であると考えられます。

なお、事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物は、排出者責任の原則から事業者の責任において適正に処理されなければなりません。

現在、少量の事業系ごみ（燃やせるごみ）は、当市が収集し、処理処分をしていますが、一定量を超えると市が許可した収集・運搬業者に委託することになります。

表 9 事業系ごみ種類別収集量（アンケート調査を基に集計）

ごみ種類	収集量	割合
紙おむつ	282 t /年	45.8%
ダンボール	2 t /年	0.3%
紙ごみ	4 t /年	0.6%
生ごみ	44 t /年	7.1%
動植物性残渣（魚のアラ）	98 t /年	15.9%
枝葉・草	8 t /年	1.3%
不燃ごみ	1 t /年	0.2%
その他（生ごみ、紙ごみを含む）	177 t /年	28.8%
合計	616 t /年	100.0%

※収集運搬許可業者が収集している事業所のうち、収集量の多い上位 10 社を参考にした。

表 9 事業系ごみ種類別収集量について

市内の各事業所から排出されるごみの性状は、事業内容やリサイクルの取り組み状況によって様々です。特に、宿泊施設（旅館、ホテルなど）が多い地域と、事業所・オフィス、病院が多い地域とではごみの性状が大きく異なります。

このようなことから、当市は、市内の各事業所から排出されるごみの収集運搬を実施している収集運搬許可業者（29 社）に対して、事業所から排出されているごみの性状についてアンケート調査を実施しました。

2-4. 中間処理・最終処分

1) ごみ処理の流れ

燃やせるごみは大田可燃物中間処理施設で破碎圧縮梱包後、出雲エネルギーセンターにて焼却処理されます。不燃ごみ・粗大ごみは、不燃物処理場で破碎・選別され、破碎・選別処理により発生した不燃残渣は、最終処分場にて処分されています。

資源物は大田リサイクルセンター、容器包装リサイクルセンターで処理された後、資源化業者に引き渡されます。

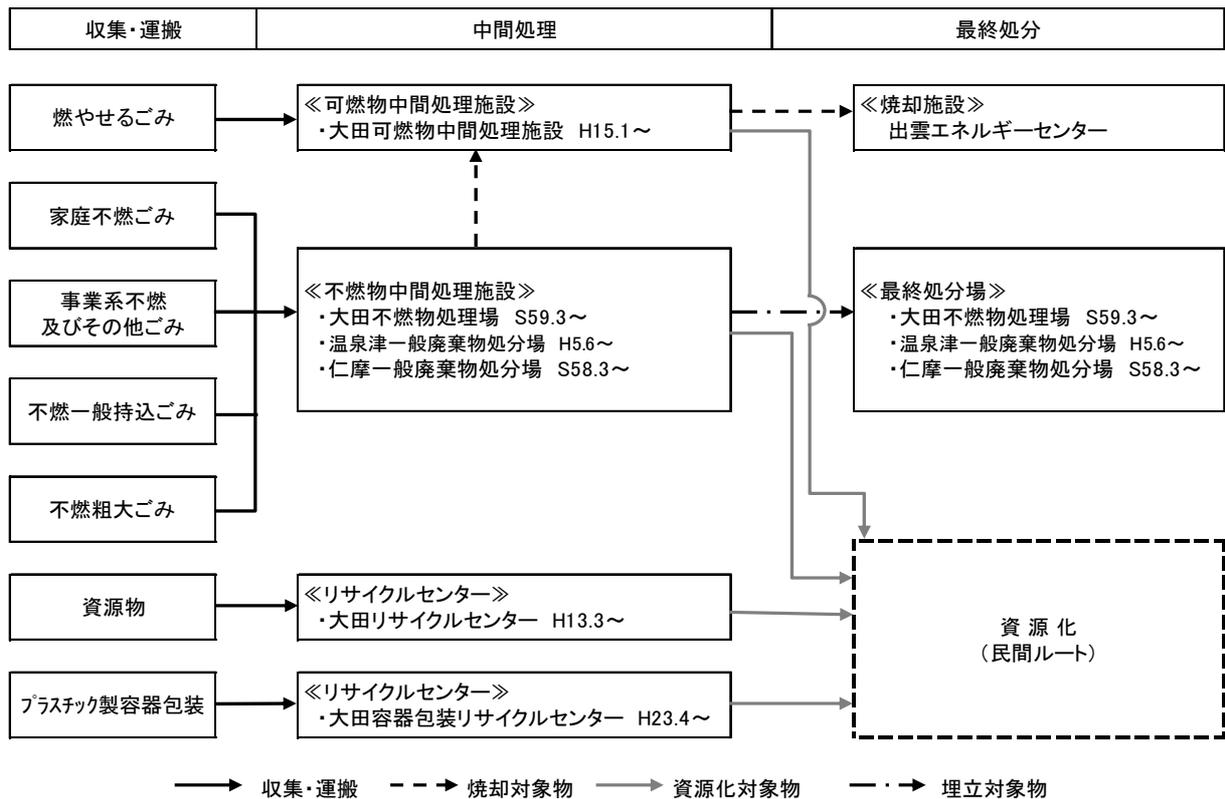


図 8 ごみ処理の流れ

2) 当市のごみ処理施設

① ごみ処理施設の位置

当市が運営するごみ処理施設の位置は、図 12 に示すとおりです。

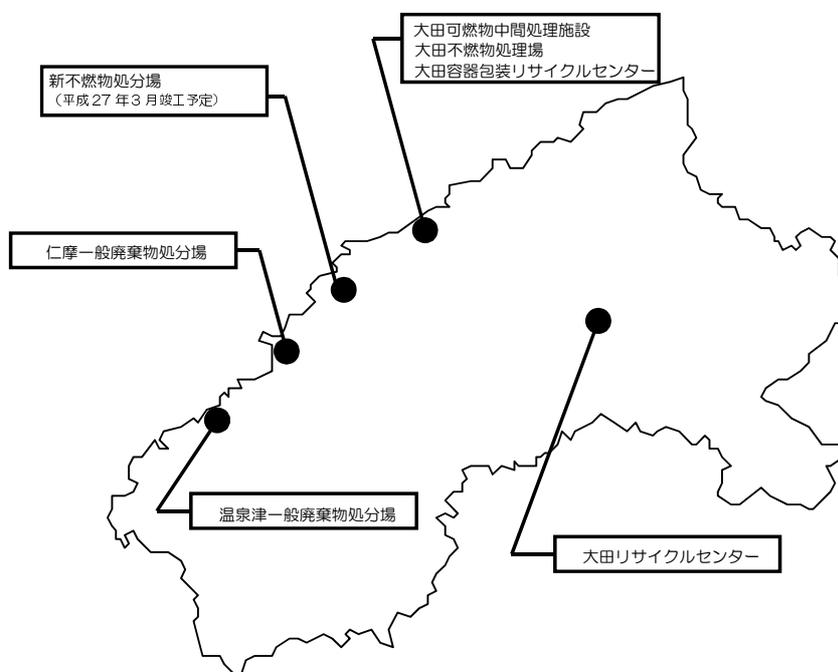


図 9 ごみ処理施設の配置図

② ごみ処理施設の概要

a. 可燃物中間処理施設

大田可燃物中間処理施設は、当市から排出される燃やせるごみの圧縮・減容を目的とした施設です。燃やせるごみの圧縮梱包物は、出雲エネルギーセンターにて焼却処理しています。

表 10 施設の概要

施設名	大田可燃物中間処理施設
所在地	大田市静間町 1797 番地 20
敷地面積	約 3,500m ²
竣工年月	平成 15 年 1 月
処理能力	45t/日 (5 時間)
処理方式	圧縮梱包方式 (ベーリング方式)
処理対象物	燃やせるごみ

b. リサイクルセンター

リサイクルセンターは、当市から排出される資源物の選別・圧縮処理などを行っている施設です。

表 11 施設の概要

施設名	大田リサイクルセンター
所在地	大田市大田町野城口 38 番地 1
敷地面積	約 5,200m ²
竣工年月	平成 13 年 3 月
処理能力	4.9t/日 (5 時間)
処理方式	選別・圧縮・梱包・貯留
処理対象物	缶・びん・ペットボトル・古紙・古布・廃乾電池・水銀体温計

表 12 施設の概要

施設名	大田容器包装リサイクルセンター
所在地	大田市静間町 713 番地 2
敷地面積	約 2,800m ²
竣工年月	平成 23 年 3 月
処理能力	2t/日 (5 時間)
処理方式	破袋・選別・圧縮・梱包・貯留
処理対象物	プラスチック製容器包装

c. 不燃物中間処理施設

不燃物中間処理施設は、不燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別処理等を行っている施設です。

表 13 施設の概要

施設名	大田不燃物処理場
所在地	大田市静間町 713 番地 1
敷地面積	約 2,000m ²
竣工年月	昭和 59 年 3 月
処理能力	25t/日 (5 時間)
処理方式	破碎・選別
処理対象物	不燃ごみ・粗大ごみ

表 14 施設の概要

施設名	温泉津一般廃棄物処分場
所在地	大田市温泉津町湯里 385 番地 2
敷地面積	2,380m ²
竣工年月	平成 5 年 6 月
処理能力	3t/日 (5 時間)
処理方式	破碎・選別・圧縮・貯留
処理対象物	不燃ごみ・粗大ごみ

表 15 施設の概要

施設名	仁摩一般廃棄物処分場
所在地	大田市仁摩町仁万 353 番地 1
敷地面積	約 4,000m ²
竣工年月	平成 10 年 3 月
処理能力	4t/日 (5 時間)
処理方式	破碎・選別・圧縮・貯留
処理対象物	不燃ごみ・粗大ごみ

d. 最終処分場

当市には、3つの最終処分場があります。最終処分場の残容量は少なくなっており、これに代わる新不燃物最終処分場が平成26年度に竣工する予定です。

表 16 施設の概要

施設名		大田不燃物処理場	温泉津 一般廃棄物処分場	仁摩 一般廃棄物処分場
所在地		大田市静間町 713番地1	大田市温泉津町湯里 385番地2	大田市仁摩町仁万 353番地1
敷地面積		60,128m ²	34,500m ²	15,460m ²
埋立面積		14,800m ²	3,000m ²	6,462m ²
埋立容量		80,600m ³	10,076m ³	21,972m ³
残容量※		3,500m ³	1,500m ³	800m ³
処理対象物		破碎処理後の不燃物	破碎処理後の不燃物	破碎処理後の不燃物
竣工年月		昭和59年3月	平成5年6月	昭和58年3月
浸出水 処理 施設	処理方式	生物処理(接触ばっ気方式)、凝集沈殿処理、ろ過処理、滅菌処理	BOD回転円板ろ過方式	直結駆動方式
	処理能力	60m ³ /日	10m ³ /日	30m ³ /日

※平成24年度 一般廃棄物処理事業実態調査より

表 17 新不燃物処分場の概要

施設名		新不燃物処分場
所在地		大田市仁摩町宅野1111番1
計画施設規模		50,000m ³
処理対象物		破碎不燃ごみ、漂着ごみ、災害ごみ
竣工予定年月		平成27年3月
浸出水 処理施設	処理方式	凝集沈殿処理、砂ろ過処理、滅菌処理
	処理能力	10m ³ /日 ※場内処理後、大田市公共下水道へ放流

3) ごみ焼却量

当市の燃やせるごみは、大田可燃物中間処理施設で圧縮梱包したのち、出雲エネルギーセンターで焼却処理を行っています。ごみ焼却量は横ばいで推移しています。

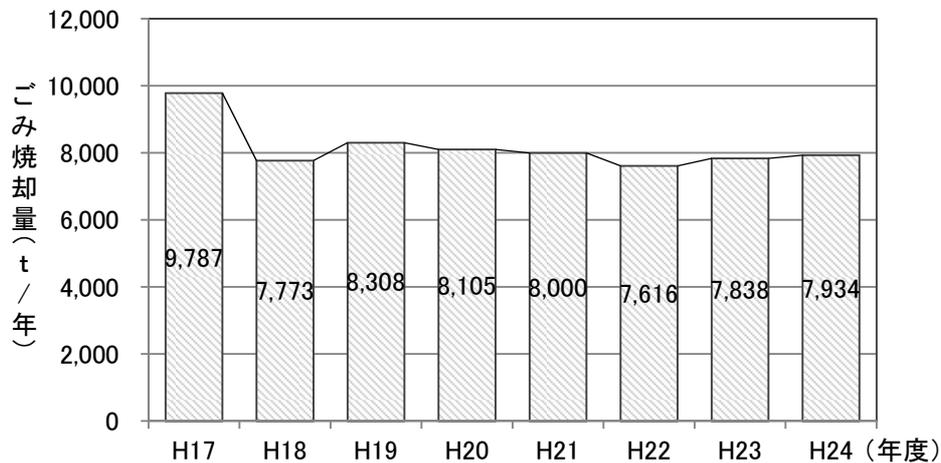


図 10 ごみ焼却量の推移

4) 資源化量

当市では、資源物の分別収集と、中間処理（破碎・選別処理等）により資源化を図っています。資源化量は、平成 20 年度から平成 23 年度にかけて横ばい傾向でしたが、平成 24 年度に減少しました。

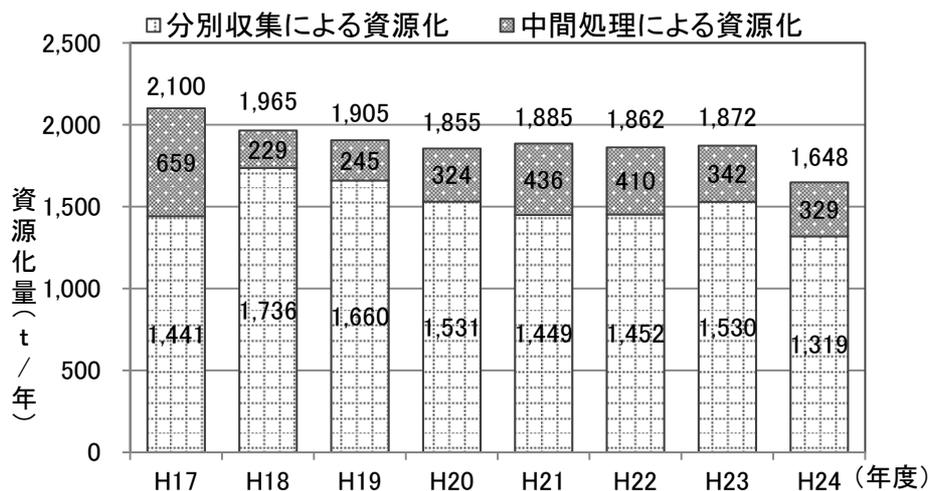


図 11 資源化量の推移

5) 最終処分量

当市の最終処分物は、不燃物中間処理施設から発生する不燃物残渣と焼却施設から発生する焼却残渣です。不燃物残渣量は平成 22 年度から減少傾向にあります。焼却残渣は、出雲市にて処分されています。

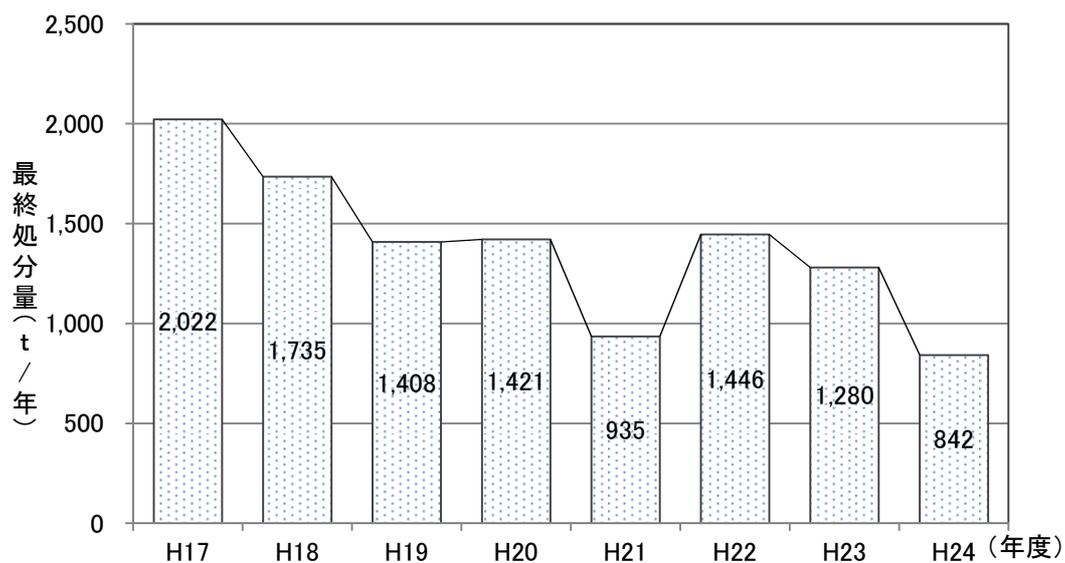


図 12 最終処分量(不燃物残渣)の推移

6) ごみ処理量のまとめ

当市では、分別収集と中間処理での資源回収によりリサイクルを行っており、平成 24 年度のリサイクル量が 1,648 t/年、リサイクル率が 15.4%となっています。また、最終処分されるものは、焼却残渣と不燃物残渣であり、平成 24 年度の最終処分量は 1,555 t/年、最終処分率は 14.6%となっています。

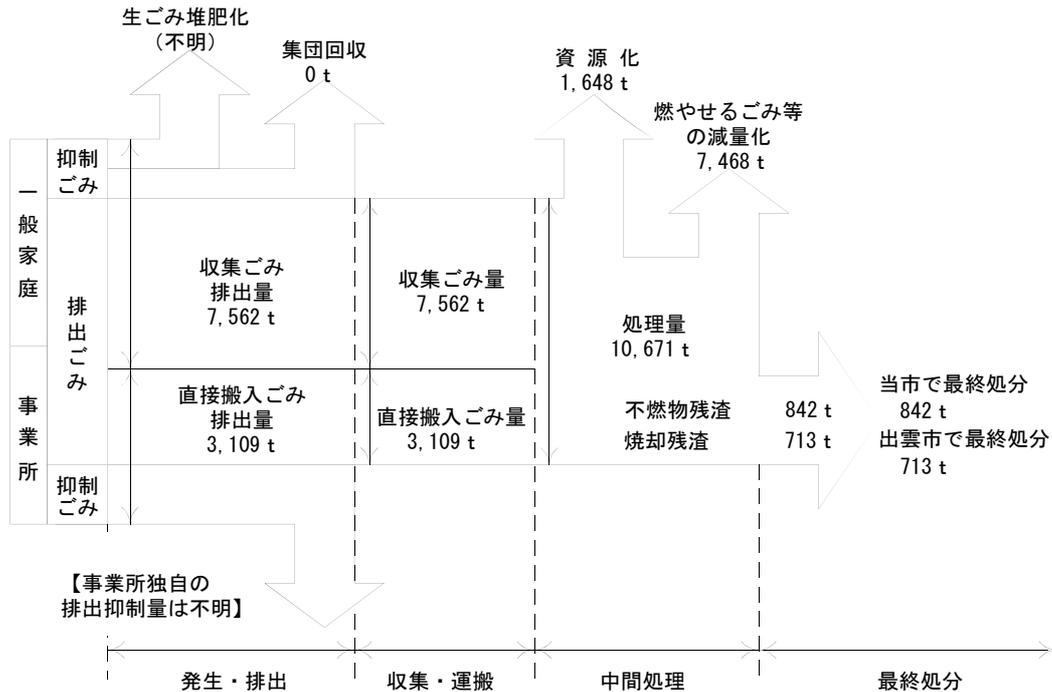


図 13 ごみ処理量まとめ (平成 24 年度)

表 18 国・県との比較

	リサイクル率 【リサイクル量÷発生量】	最終処分率 【最終処分量÷排出量】
当市 (H24)	15.4 %	14.6 %
島根県平均 (H23)	26.3 %	9.3 %
全国平均 (H23)	20.4 %	10.6 %

※出典：全国「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」、島根県「一般廃棄物処理の現況」

※当市における排出量等は、以下のとおりに試算する。

排出量(10,671t) = 収集ごみ排出量(7,562t) + 直接搬入ごみ排出量(3,109t)

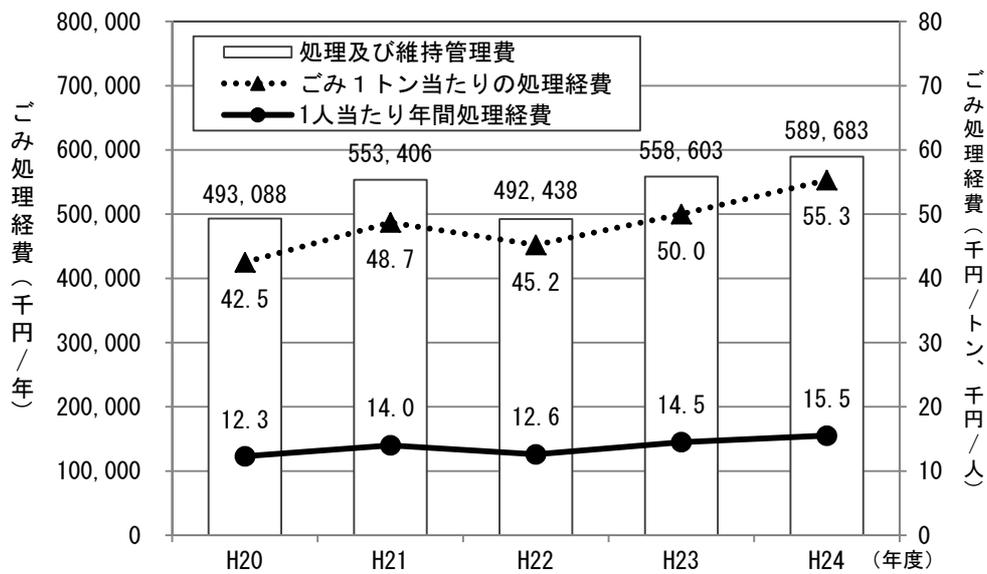
発生量(10,671t) = 排出量(10,671t) + 集団回収量(0t)

リサイクル量(1,648t) = 資源化量(1,648t) + 集団回収量(0t)

最終処分量(1,555t) = 焼却残渣量(713t) + 不燃物残渣量(842t)

2-5. ごみ処理経費

平成 24 年度における処理及び維持管理費は 589,683 千円で、過去 5 年間で約 20% 増加しています。なお、ごみ 1 トン当たりの処理経費は約 55,300 円、1 人当たり年間処理経費は約 15,500 円となっています。



※平成 22 年度において、1 人当たり年間処理経費は、類似市町村（人口産業構造などの都市形態が類似した市町村）の平均値と同等となっています。

図 14 ごみ処理経費の推移

第3章 ごみ処理の目標

3-1. 基本目標

本計画の上位にあたる大田市環境基本計画では、当市のめざす環境像を「歴史輝き 人と自然が共生するまち おおだ」としており、さらに循環型社会の構築にむけた基本目標を「みんなで築く循環型のまち」としています。

この基本目標をもとに、大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式を見直し、「もったいない」を合言葉に、ごみの減量化やリサイクルの推進に取り組みます。

以上を勘案し、本計画における基本目標は「みんなで築く循環型のまち」とし、循環型社会の構築を目指します。

～ 基本目標 ～

「みんなで築く循環型のまち」

3-2. 基本方針

本計画では、基本目標を達成するため、次の基本方針を定めます。

基本方針 1 : 排出抑制の推進

基本方針 2 : 再使用・再生利用の推進

基本方針 3 : ごみの適正処理

3-3. 数値目標

本計画における目標値として、ごみ減量化目標、リサイクル目標、最終処分量目標を設定します。数値目標は、計画目標年度である平成40年度と、中間目標年度である平成30年度に設けます。

1) ごみ排出量の将来見込み（現状のまま推移）

ごみ排出量の将来見込みは、現状のまま推移すると徐々に減少し、平成30年度において10,165 t/年、平成40年度において9,566 t/年と見込まれます。平成24年度実績に対して平成40年度には約10%減少する見込みです。

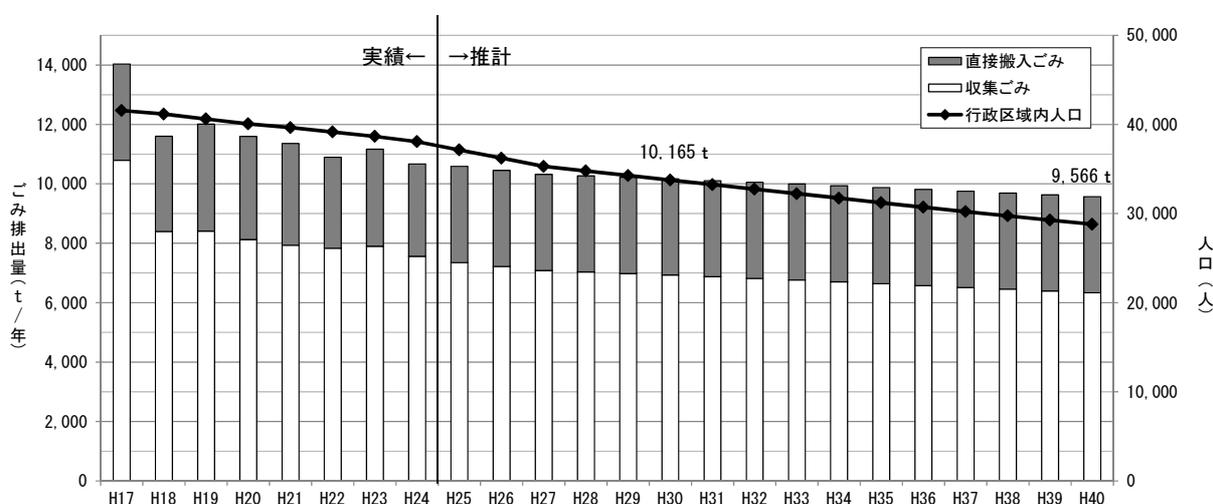


図 15 ごみ排出量の将来見込み（現状のまま推移）

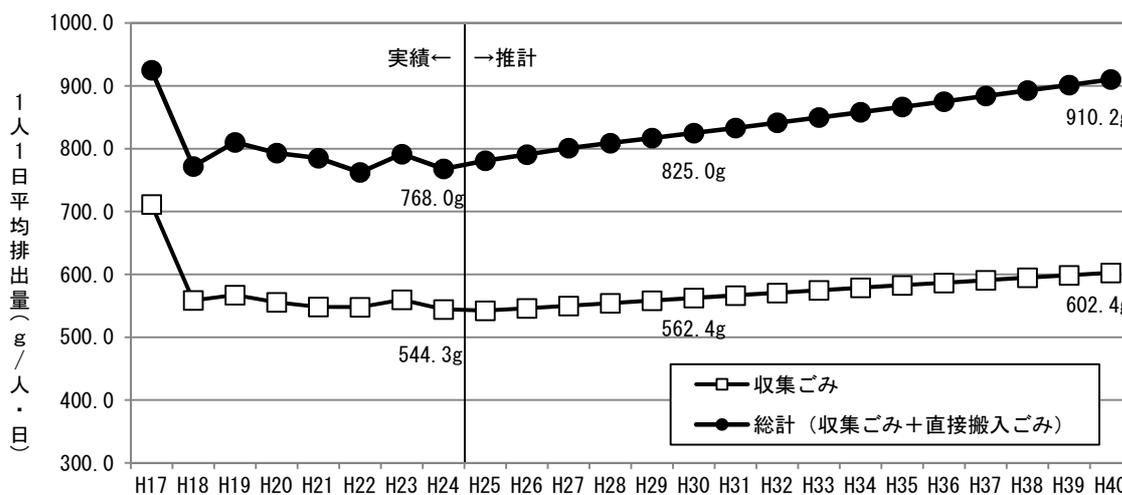


図 16 市民1人1日平均排出量の将来見込み（現状のまま推移）

2) ごみ減量化目標

本計画のごみ減量化目標は、ごみ総排出量の年間量に設定し、ごみ年間排出量を「平成40年度に20%削減（平成24年度比）」とします。

ごみ種類ごとの目標値は、家庭系ごみは1人1日平均排出量を平成24年度から平成40年度に約30g/人・日（5%）削減とし、事業系ごみは1日当たり排出量を平成24年度から平成40年度に0.5t/日（6%）削減とします。

家庭系ごみ1人1日平均排出量

平成24年度 544.3g/人・日－平成40年度 516.9g/人日 \div 30g/人・日

事業系ごみ1日当たり排出量

平成24年度 8.52 t/日－平成40年度 8.01t/日 \div 0.5t/日

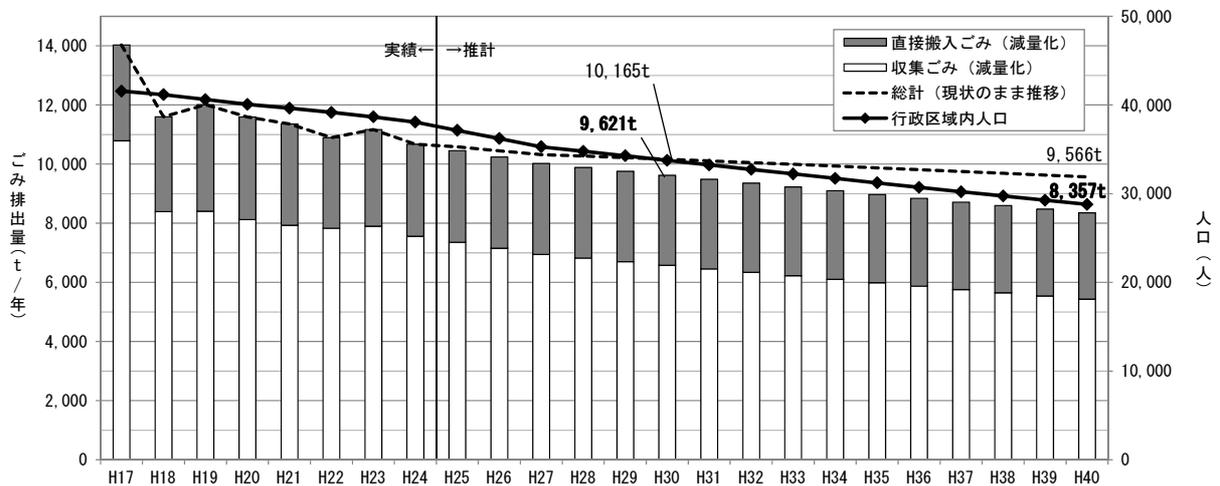


図 17 ごみ排出量の将来見込み（減量化）

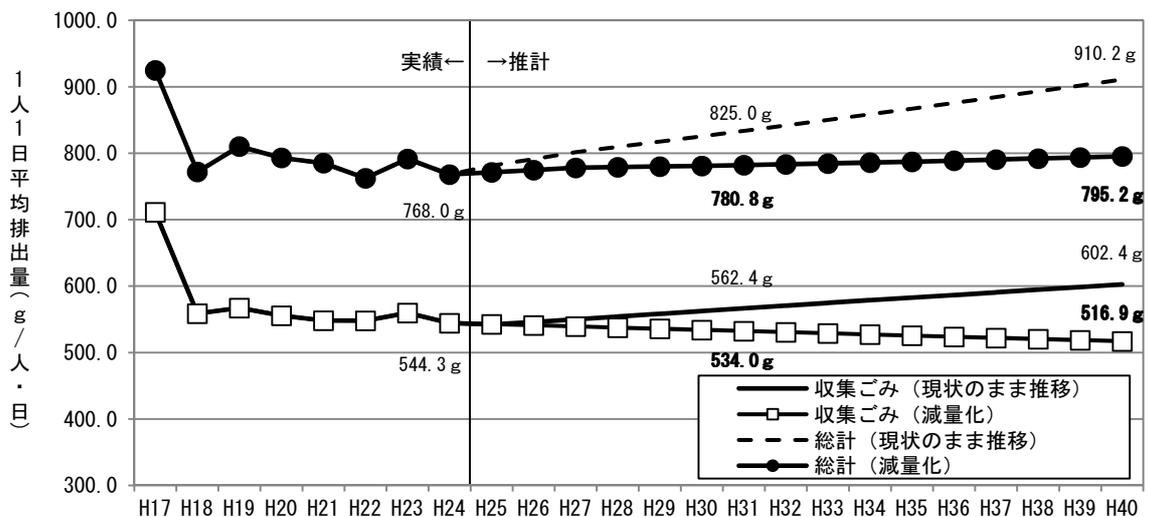
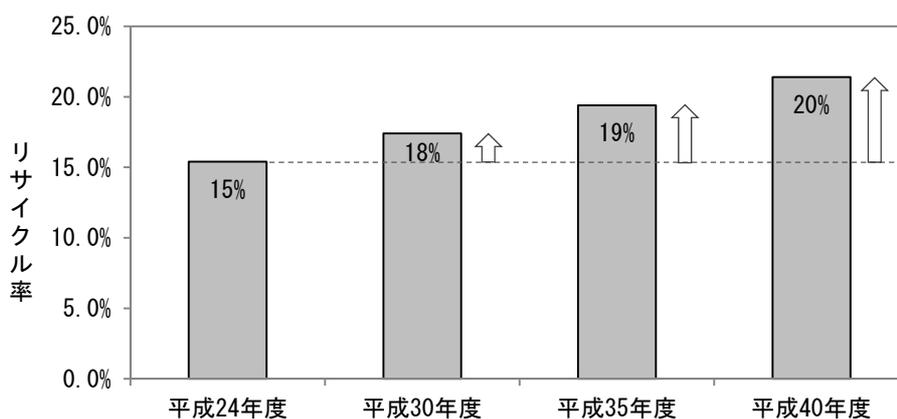


図 18 市民1人1日平均排出量の将来見込み（減量化）

3) リサイクル目標

リサイクル目標は、燃やせるごみや不燃ごみに混入している資源物（紙類、缶類、ビン類、プラスチック製容器包装）の分別徹底を図ることにより、「平成40年度のリサイクル率を20%以上」とします。



(リサイクル率=リサイクル量÷ごみ総排出量)

図 19 リサイクル目標

4) 最終処分目標

最終処分目標は、ごみ減量化とリサイクル推進により、「平成40年度に25%削減（平成24年度比）」とします。この目標が達成された場合、最終処分量は平成40年度において1,170t/年となります。

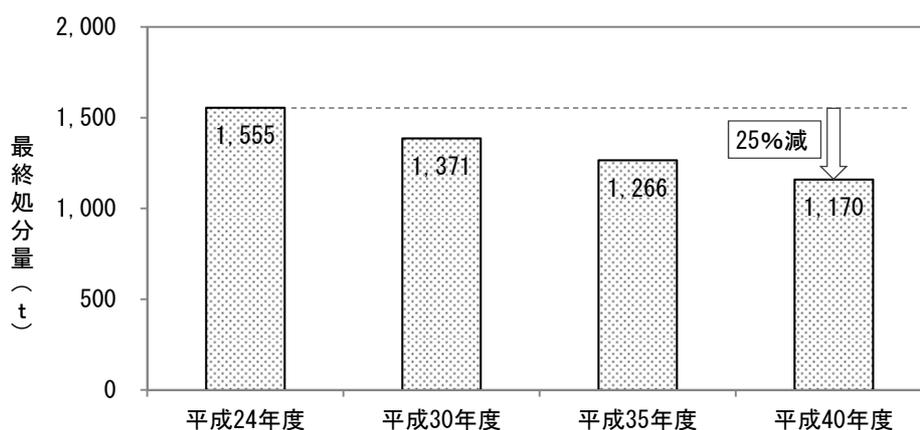


図 20 最終処分目標

5) 目標値の総括

目標値の総括を以下に示します。

表 19 目標値の総括

項目		平成 24 年度 (基準年)	平成 30 年度 (中間目標)	平成 40 年度 (目標年)	目標達成に向けて
ごみ 排出量	家庭系ごみ (1人1日平均排出量)	544.3 g/人日	534.0 g/人日	516.9 g/人日	約 30 g/人日 (5%) 削減しましょう
	事業系ごみ (1日当たり排出量)	8.52 t/日	8.33 t/日	8.01 t/日	約 0.5 t/日 (6%) 削減しましょう
	ごみ総排出量 (年間量)	10,671 t/年	9,621 t/年	8,357 t/年	年間量を約 20% 削減しましょう
リサイクル率		15 %	18 %	20 %以上	20%以上を 目指しましょう
最終処分量		1,555 t/年	1,371 t/年	1,170 t/年	年間量を約 25% 削減しましょう

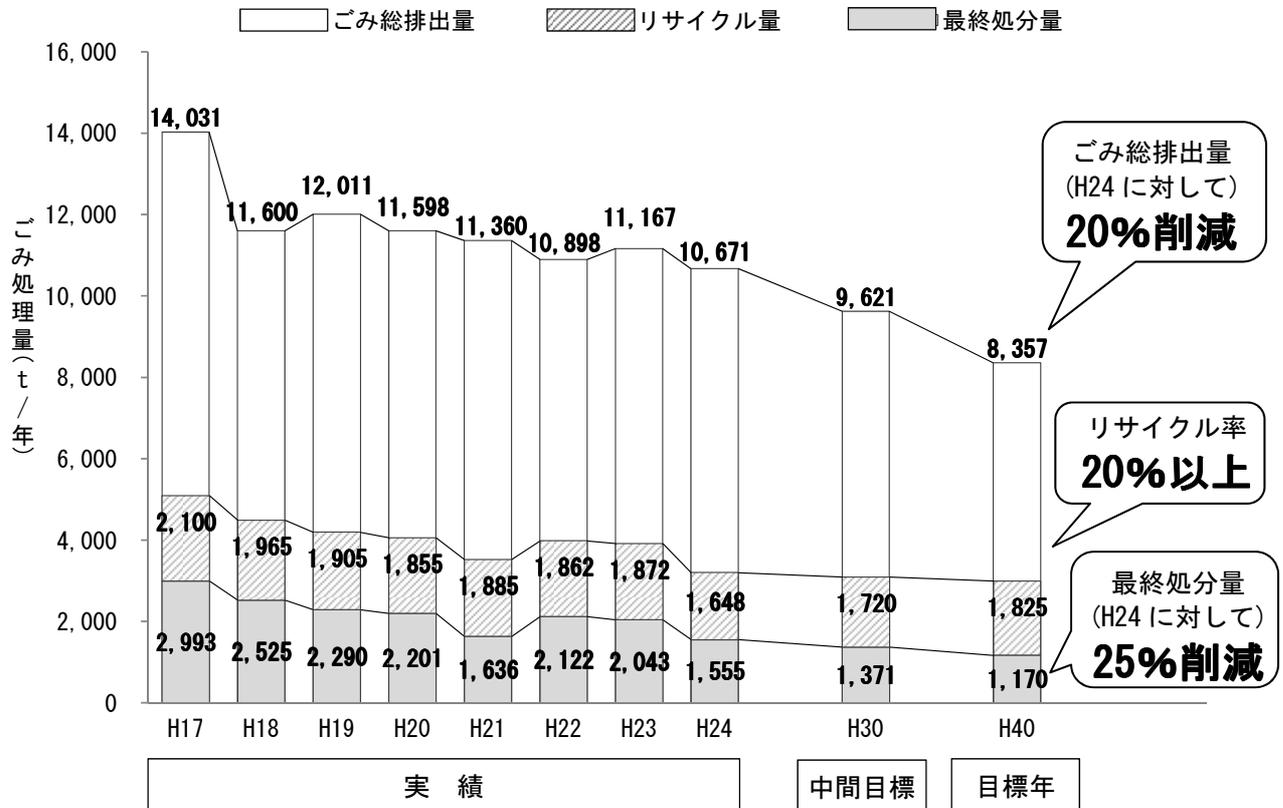


図 21 目標値の総括

第4章 ごみ処理計画

4-1. 計画の体系

本計画は、基本目標のもと、基本方針である「排出抑制の推進」「再使用・再生利用の推進」「ごみの適正処理」を施策の柱として、各種施策を展開していきます。

基本目標： みんなで築く循環型のまち

基本方針1（施策の柱1）：排出抑制の推進

- ごみ減量化等講習会の開催
- 3Rの周知徹底
- 環境学習の充実
- 生ごみの減量化【重点施策】
- 紙ごみの減量化【重点施策】
- マイバッグ運動の推進
- エコショップ認定制度の活用
- 大田市生活環境問題連絡協議会等の活用

基本方針2（施策の柱2）：再使用・再生利用の推進

- 蛍光管の分別収集
- 使用済み小型家電の回収
- パンフレットの作成、講習会の実施
- 資源物の分別徹底

基本方針3（施策の柱3）：ごみの適正処理

- 収集運搬に関する施策
- 中間処理に関する施策
- 最終処分に関する施策
- その他ごみ処理に関する施策

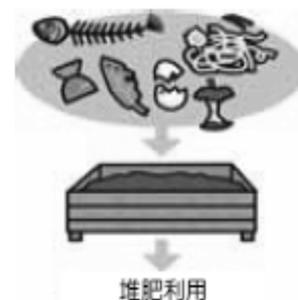
4-2. 重点施策

平成 25 年 8 月に家庭から排出される燃やせるごみの組成調査を行ったところ、生ごみと紙ごみの割合が高いことが分かりました（生ごみ約 50%、紙ごみ約 30%）。そこで、ごみ減量化の目標を達成するために、これらに関する施策を重点的に実施します。

1) 重点施策 1 生ごみの減量化

(1) 生ごみ堆肥化装置の普及

生ごみの堆肥化を促進するため、現在、生ごみ処理機の購入に補助を実施していますが、さらなる減量化を進めるため、事業を継続するとともに、啓発に努めます。



(2) 水切り排出の普及啓発

生ごみには、約 80%の水分が含まれていることから、水切りによる減量化が期待できるため、広報等により、普及啓発に努めます。

(3) 手つかず食品・食べ残しの防止啓発

生ごみのうち「手つかず食品・食べ残し」は約 20%あると言われており、当市においても「手つかず食品」の混入が確認されています。今後は、スーパーでのばら売り等の推進で食べ残しを減らすなど、市民・事業者への普及啓発に努めます。



可燃ごみに混入していた手つかず食品
(平成 25 年 8 月 ごみ組成調査より)

(4) 事業所・地域でのモデル事業の検討

生ごみ減量化に取り組む先進地の視察を行うなどしながら、当市の地域特性に応じた生ごみ処理やリサイクルの実施方法を調査・研究します。

2) 重点施策2 紙ごみの減量化

(1) 分別排出の周知徹底

新聞、雑紙、容器包装などの紙類が燃やせるごみに混入しているため資源物の分別を徹底する必要があります。したがって、分別区分やリサイクルの重要性について、広報等により周知徹底していきます。



可燃ごみに混入しやすい紙類(例)

(2) 簡易包装・ペーパーレス化の推進

簡易包装・ペーパーレス化などは事業者にとっては、コスト削減、合理化などにつながり、同時にごみ減量化が期待できます。市民・事業者に対して簡易包装・ペーパーレス化の実施を推進するよう啓発していきます。



(3) 民間リサイクル業者の活用

ダンボール等の古紙のリサイクルについては、排出者の利便性も考慮して、民間リサイクル業者および店頭回収の利用促進等、減量化再資源化の啓発・促進に努めていきます。



4-3. 排出抑制の推進

①ごみ減量化等講習会の開催

自治会等へ職員を積極的に派遣し、ごみ減量化、リサイクルなどの講習会を行います。



②3Rの周知徹底

3Rを周知徹底するため、広報おおだでシリーズ掲載中の「循環型社会を目指して」及び市ホームページ、ケーブルテレビ等で事例を定期的に紹介していきます。

③環境学習の充実

地球環境問題の現状や、環境負荷の少ないライフスタイルについての情報発信や学習会の開催に努めます。また、小・中学校、各種団体等を対象として、ごみ処理施設の見学会を実施していきます。



施設見学会の様子

④生ごみの減量化【重点的に取り組む施策】[新規]（再掲）

⑤紙ごみの減量化【重点的に取り組む施策】[新規]（再掲）

⑥マイバッグ運動の推進

「大田市地球温暖化対策地域協議会」など関係団体との連携を強化し、販売店などにおけるレジ袋有料化（マイバッグ運動）を継続して推進していきます。



⑦エコショップ認定制度の活用

島根県では、余分な包装をしない、使った容器を回収する、再生商品の販売を推奨するなど、ごみの減量、リサイクルに積極的に取り組んでいる店舗を「しまねエコショップ」として認定しています。

「しまねエコショップ」を広く市民に周知するとともに、制度の利用を促進します。



エコショップ
認定店マーク

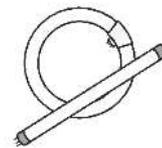
⑧大田市生活環境問題連絡協議会等の活用

ごみ減量化とリサイクルの推進に向けて「大田市生活環境問題連絡協議会」の活用を図ります。また、各自治会に廃棄物減量等推進員を引き続き配置し、分別収集の徹底を図ります。

4-4. 再使用・再生利用の推進

① 蛍光灯の分別収集【新規】

蛍光灯について、ガラス・金属類の再資源化、水銀の適正処理の観点から、分別収集の検討を行います。



蛍光灯

② 使用済み小型家電の回収【新規】

使用済み小型家電については、小型家電リサイクル法に基づき、当市の実情に合ったリサイクル方法を検討します。

③ パンフレットの作成、講習会の実施

資源の分別を徹底し、リサイクルの推進を行うため、啓発パンフレットの作成や講習会により、市民のリサイクル意識の向上を図ります。

④ 資源物の分別徹底

資源物のリサイクルを推進するため、分別方法を広報等で周知します。特に、プラスチック製容器包装の分別収集については、平成23年に開始して間もないため、重点的に周知徹底を図ります。



不燃ごみに混入していた
プラスチック製容器包装
(平成25年8月 ごみ組成調査より)

4-5. ごみの適正処理

1) ごみの適正処理に関する施策の体系

ごみの適正処理については、ごみ収集・運搬、中間処理、最終処分に関する施策を実施し、さらには災害廃棄物への対策等、その他の施策を実施します。なお、ごみ収集・運搬、中間処理、最終処分に関する施策は、次項に示す2) 収集・運搬計画、3) 中間処理計画、4) 最終処分計画 に基づいて実施します。

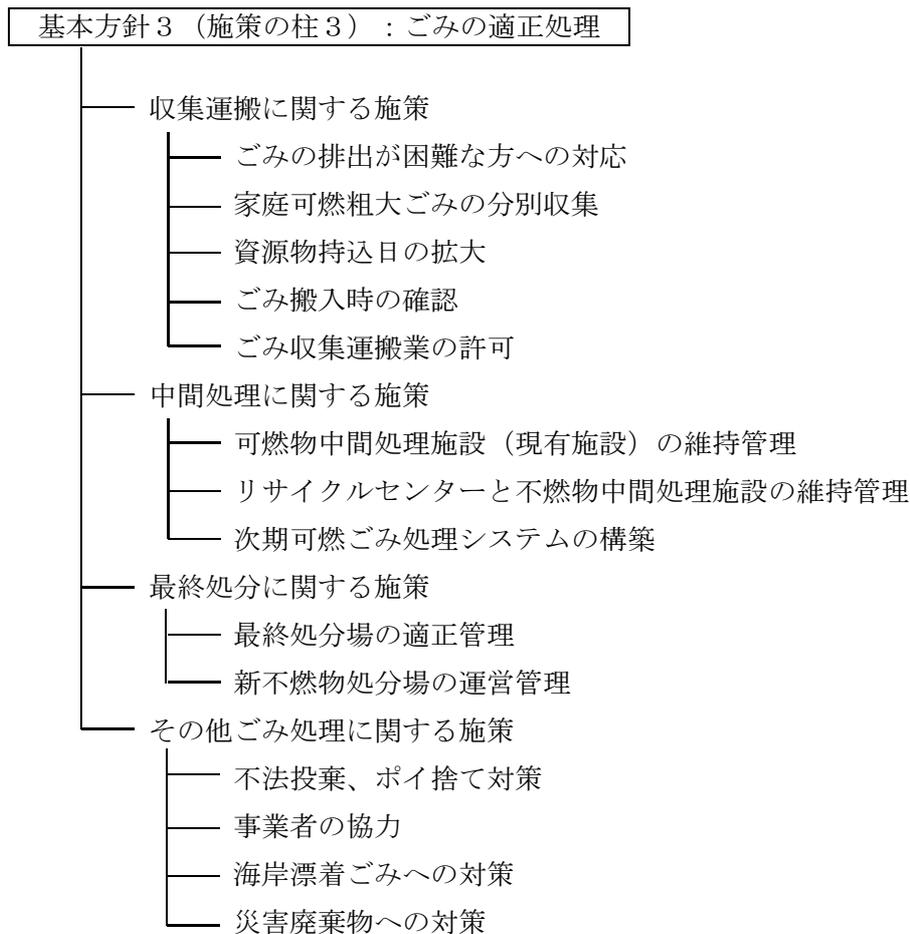


図 22 ごみの適正処理に向けて取り組む施策の体系

2) 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬体制

収集対象は、当市全域とし、安全・確実な収集運搬を行います。収集体制は表 20 のとおりです。

表 20 ごみ収集体制

分別区分		収集頻度	形態	収集方式	排出方法
資源物	Aグループ	月1回	委託	集積所	集積所にある指定網袋、コンテナへ分別して排出。
	Bグループ	月1回	委託	集積所	
	Cグループ	月1回	委託	集積所	ひもで縛って排出。
	プラ容器	月2回	委託	集積所	指定袋
燃やせるごみ		週2回	直営委託	集積所	指定袋
不燃物	不燃ごみ	月2回	委託	集積所	指定袋
	粗大ごみ	年2回	委託	集積所	家庭不燃粗大ごみ処理券

(2) 収集・運搬量

ごみ収集・運搬量の見込みは表 21 のとおりです。

表 21 ごみ収集・運搬量の見込み

(単位：t/年)

分別区分		平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度	平成 40 年度
		(実績)	(見込み)		
資源物	Aグループ	70	67	65	63
	Bグループ	219	227	235	240
	Cグループ	888	913	939	955
	プラ容器	120	193	247	290
	小計	1,297	1,400	1,486	1,548
燃やせるごみ		5,634	4,677	4,080	3,537
不燃ごみ(粗大ごみを含む)		631	503	422	348
合計		7,562	6,580	5,988	5,433

(3) 収集・運搬に関する施策

収集・運搬に関しては、次の施策を実施します。

①ごみの排出が困難な方への対応【新規】

ごみを集積場まで持ち出すことが困難な高齢者等について、今後、福祉行政との連携を図りながらごみ出しの支援等について検討します。



高齢者等へのごみ出し支援

②家庭可燃粗大ごみの分別収集【新規】

現在、家庭可燃粗大ごみの収集は行っていません。今後、収集体制・処理方法について検討します。



可燃性粗大ごみの例

③資源物持込日の拡大

資源物自己搬入の利便性を図るため、持込み日の拡大を検討します。

④ごみ搬入時の確認

当市のごみ処理・処分施設に直接持ち込まれるごみについて、処理不適物の混入を防止するため、適宜、確認します。

⑤ごみ収集運搬業の許可

ごみ収集運搬業の許可は、現在のごみ排出量と収集運搬体制から現状を維持し、新たな許可は必要がないと考えています。特に市外業者については、リサイクル目的等の場合を除き、許可を行わないものとします。

3) 中間処理計画

(1) 中間処理の方法及びその量

当市から排出されるごみは、現行どおり、既存及び建設中の各ごみ処理施設にて適正に処理を行ってまいります。

中間処理の方法は表 22、中間処理量の見込みは表 23 のとおりです。

表 22 中間処理の方法

分別区分	中間処理の方法	
燃やせるごみ	大田可燃物中間処理施設及び次期施設により処理	
不燃ごみ	大田不燃物中間処理施設及び新施設により処理（破碎選別）	
資源物	Aグループ	大田リサイクルセンターにて選別・資源化
	Bグループ	大田リサイクルセンターにて選別・資源化
	Cグループ	大田リサイクルセンターにて保管・資源化
	プラスチック製容器包装	大田容器包装リサイクルセンターにて選別・資源化

表 23 中間処理量の見込み

(単位：t/年)

中間処理		平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度	平成 40 年度
		(実績)	(見込み)		
焼却 対象量	収集・直接搬入	8,006	6,977	6,321	5,720
	(うち不燃物等の処理残渣)	121	108	101	93
	小計	8,006	6,977	6,321	5,720
不燃物 中間処理 対象量	収集・直接搬入	1,346	1,218	1,137	1,063
	(うち鉄類)	261	235	218	202
	小計	1,346	1,218	1,137	1,063
資源化量	Aグループ	71	68	66	64
	Bグループ	223	232	240	245
	Cグループ	904	932	958	974
	プラスチック製容器包装	121	194	248	291
	施設内選別分	329	294	272	251
	小計	1,648	1,720	1,784	1,825

(2) 中間処理に関する施策

中間処理に関しては、次の施策を実施します。

①可燃物中間処理施設（現有施設）の維持管理

可燃物中間処理施設は供用開始後 10 年を経過し、老朽化が進んでいます。補修・設備更新計画を検討し、適正な維持管理を行いながら運営します。

また、剪定枝等はリサイクルに向けて、処理方法について検討します。



可燃物中間処理施設

②リサイクルセンターと不燃物中間処理施設の維持管理

リサイクルセンター及び不燃物中間処理施設は、点検管理を実施し、適正な維持管理を行いながら運営します。



大田リサイクルセンター



大田容器包装
リサイクルセンター



大田不燃物中間処理施設

③次期可燃ごみ処理システムの構築 【新規】

可燃ごみは、出雲市に委託し広域処理を行ってきましたが、平成 34 年度末が現施設稼働の期限であるため、新しい可燃ごみ処理システムの構築を図ります。

4) 最終処分計画

(1) 最終処分の方法及びその量

最終処分の対象物は、原則的に不燃物処理施設から排出される不燃物残渣等を、当市の最終処分場にて適切に最終処分します。最終処分の方法は表 24、最終処分量の見込みは表 25 のとおりです。

表 24 最終処分の方法

分別区分		最終処分の方法
資源物	Aグループ	処理残渣のみ
	Bグループ	〃
	Cグループ	〃
	プラスチック製容器包装	〃
燃やせるごみ		焼却残渣（出雲市にて処分）
不燃ごみ		処理残渣（中間処理後の可燃物は焼却処理）
家庭不燃粗大ごみ		〃
事業系不燃ごみ		〃

表 25 最終処分量の見込み

(単位：t/年)

最終処分	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度	平成 40 年度
	(実績)	(見込み)		
埋立量	842	769	721	677
可燃物処理施設で発生する 焼却残渣（溶融スラグ、飛灰など）	713	602	545	493
合 計	1,555	1,371	1,266	1,170

(2) 最終処分に関する施策

最終処分に関しては、次の施策を実施します。

①最終処分場の適正管理

現有大田・仁摩・温泉津の最終処分場について、引き続き、適正に維持管理を行います。

②新不燃物処分場の運営管理

平成 27 年 3 月に完成予定の新不燃物処分場は、環境と安全に配慮した屋根や壁に覆われた「被覆型」の施設であり、建物内にごみを埋め立てるときに、屋外に臭いやほこりの出ない衛生的な施設となります。適正な維持管理を行いながら運営していきます。



図 23 大田市新不燃物処分場完成予想図

5) その他ごみ処理に関する施策

その他ごみ処理に関しては、次の施策を実施します。

①不法投棄、ポイ捨て対策

不法投棄やポイ捨ての防止に向けて、監視・指導を行います。

②事業者の協力

事業系ごみについては、事業者の排出者責任の原則により、事業系ごみの適正で循環的な利用を推進するため、多量排出事業者に対する減量計画の作成指導等を実施していきます。

③海岸漂着ごみへの対策

海岸に漂着したごみについては、国、県に適正処理対策について要望していきます。

また、地域住民やボランティア団体が行う海岸漂着ごみ清掃活動に対しては、回収等の支援を行います。

④災害廃棄物への対策

災害時には一度に多量の廃棄物が発生し、被災地の処理施設のみでは処理能力が不足する場合があります。被災地以外の施設を活用できるよう周辺地域との連携を図ります。

第5章 次期可燃ごみ処理システムの構築

5-1. 可燃ごみ処理状況

可燃ごみについては、平成 15 年 1 月より、雲南市・飯南町事務組合とともに出雲市に業務委託し、処理を行っています。

平成 24 年 11 月、出雲市は、市町合併により市域が拡大したことなどを理由に、次期施設を単独で建設し処理を行う意向を表明し、平成 25 年 2 月の「出雲エネルギーセンター連絡会議」において、出雲市長、大田市長、雲南市長及び飯南町長が出席し、それぞれの自治体が、平成 35 年度を目途に次期施設整備等に着手することなどが確認されました。

5-2. 周辺地域の可燃ごみ処理状況

当市の周辺地域の可燃ごみ処理状況は、次のとおりです。今後、ほとんどの可燃ごみ処理施設が更新時期を迎え、整備が必要となります。

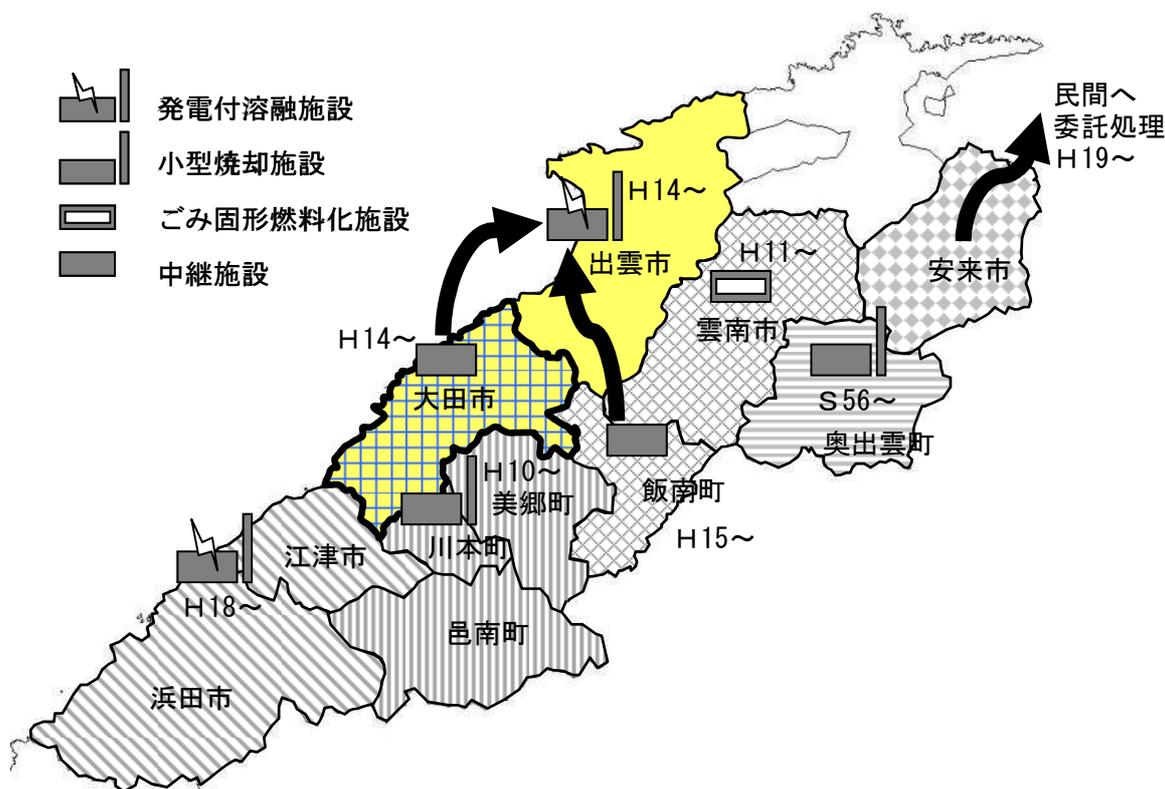


図 24 周辺地域の可燃ごみ処理施設位置図

表 26 周辺地域の可燃ごみ処理施設概要

自治体	現有施設	供用開始
① 大田市	—	中継（出雲市へ）
② 浜田地区広域行政組合	—	直接溶融
③ 邑智郡総合事務組合	—	焼却
④ 雲南市・飯南町事務組合	旧加茂組合	ごみ固形燃料化
	旧飯石組合	中継（出雲市へ）

5-3. 可燃ごみ処理システムの構築に関する検討

現在、可燃ごみ処理を出雲市に委託していますが、平成 35 年度を目途に、新しい可燃ごみ処理システムを構築する必要があります。可燃ごみ処理方法については、①**単独で施設整備し処理する**、②**広域で共同処理する**、③**民間委託する**という 3 つの方法が考えられます。

今後、将来的なごみ排出量の推計を踏まえながら、経済性・利便性・環境負荷などを比較検討する中で総合的に判断します。また、広域処理の場合は、関係自治体との協議を踏まえて、当市の方針を決定していかなければなりません。

表 27 可燃ごみ処理方法の特徴

処理方法	施設規模	概要	メリット	デメリット
単独処理	30 t / 日	市独自で施設を整備	<ul style="list-style-type: none"> ①ごみ処理方式など事業方針の決定が円滑にできる。 ②分別区分との整合など地域事情が反映できる。 ③収集運搬の効率が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ①建設や維持管理に関する経済的負担が大きい。 ②ごみ量が少ないため稼働・停止が多く、効率的な運転処理が課題となる。 ③建設場所・用地の確保が課題となる。
広域処理	40～120 t / 日	近隣自治体と共同処理	<ul style="list-style-type: none"> ①建設や維持管理に関する経済的負担を比較的抑えることができる。 ②ごみ量がまとまれば、安定的な運転処理を行うことができる。 ③大型施設になれば発電や新技術の導入を検討することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①ごみ処理方式など事業方針の決定に労力と時間がかかる。 ②分別区分の調整が必要になる場合がある。 ③施設が遠距離になると運搬費がかかり、中継施設が必要な場合もある。 ④建設場所・用地の確保が課題となる場合がある。
民間委託	—	民間業者へ委託	<ul style="list-style-type: none"> ①建設費などの投資が無いため、費用負担が平準化できる ②施設を所有しないため、短期間で事業方針の変更も可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①民間事業は社会・経済の影響を受け易いため、事業の安定性・継続性に課題がある。

可燃ごみ処理システムの比較検討は、環境保全や経済性等に配慮するため、比較項目を設定して想定される処理方式を客観的に比較します。現在、比較項目としては、次の事項が想定されます。今後、下記のような比較項目をもとに検討を進めます。

表 28 比較項目（参考）

項 目	概 要	
環境への配慮	収集運搬	収集運搬に関する項目は、ごみの運搬距離や運搬車両、中継施設の稼働を基に、CO ₂ 排出量等を指標として比較することができます。
	中間処理	中間処理に関する項目は、可燃ごみの処理方式や施設の稼働時間などを基に、CO ₂ 排出量や汚染物質等の環境負荷を指標として比較することができます。
	最終処分	最終処分に関する項目は、可燃ごみの処理方式や処理残渣の性状により、最終処分に影響を与えることから、最終処分量や最終処分性状を指標として比較することができます。
ごみ処理の安定性・安全性	処理実績	処理実績については、可燃ごみの処理方式には新技術が開発されていますが、実施設での稼働や通年稼働の有無を確認するものです。従来技術に関しても処理実績が少ない場合には比較が必要です。
経済性	運搬コスト	運搬コストに関する項目は、ごみ運搬距離・車両の大型化、中継施設の建設・運営に関するコストを比較することができます。
	建設コスト	建設コストに関する項目は、ごみ処理施設の建設費、敷地造成の建設費を想定しますが、ごみ処理施設は土木・建築・機械・電気等の設備が一体的に機能しているため、建設実績を基に概算事業費を想定して比較することができます。
	維持管理コスト	維持管理コストに関する項目については、ごみ処理施設の運転に必要な用役費・補修費・人件費など、処理残渣のリサイクルや最終処分に係るコストを想定して比較することができます。
地元負担	交通負荷	交通は、ごみ運搬車が搬入出する地域に対して集中するため、既存アクセス道路や集落の状況によって影響があります。ごみ運搬車の台数をもとに比較することができます。
	環境負荷	整備される施設の大きさやごみ運搬により建設される地元への負担があります。また、地域状況に配慮した地域振興策などの要素も含めて比較することができます。

5-4. 可燃ごみ処理方法の検討にあたって

可燃ごみ処理体制について、当市の周辺地域で、今後大田市と広域処理の可能性があるのは、表 26 の②から④の自治体及び事務組合と想定されます。

表 29 可燃ごみの処理対象量

自治体	可燃ごみ排出量※1	処理対象ごみ量※2
① 大田市	17.7 (t/日)	19.5 (t/日)
② 邑智郡総合事務組合	6.6 (t/日)	7.3 (t/日)
③ 浜田地区広域行政組合	52.1 (t/日)	57.3 (t/日)
④ 雲南市・飯南町事務組合	19.8 (t/日)	21.8 (t/日)

※1: ①はごみ減量化等を見込んだ推計値、②～④は平成 34 年度の想定値（環境省公表データを基に、人口などから単純推計）

※2: 災害廃棄物として可燃ごみ排出量の 10%を上乗せ（ただし、既定計画では見込んでいません）。

可燃ごみ処理方法のケース別の処理対象と施設規模は次のとおりとなります。当市のみの場合、28 t/日程度、広域処理の場合は最大で 115 t/日程度の施設規模になります。

表 30 可燃ごみ処理方法

対象地域	処理対象 (t/日)	施設規模 (t/日)	特 徴
①大田市 (単独)	19.5	28	間欠運転
②大田市・邑智地区	26.8	39	間欠運転
③大田市・浜田地区	76.8	105	連続運転が可能
④大田市・浜田地区 邑智地区	84.1	115	連続運転が可能
⑤大田市・邑智地区 雲南地区	48.6	70	連続運転の事例もあるが、ごみ量が少なく間欠運転が想定される。

5-5. 施設整備する場合のスケジュール

現在の出雲エネルギーセンターでの処理は、平成 34 年度末をもって終了するため、平成 35 年度を目途に次期可燃ごみ処理システムを構築するものとします。

可燃ごみ処理システムを構築するスケジュールは、処理方法の選択によって大きく異なりますが、施設の建設が必要となるケースを想定すると、次のとおりとなります。

表 31 施設整備する場合のスケジュール

項目	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
処理方法の決定	→									
施設整備構想		→								
用地選定		→								
地元説明・ 用地交渉			→							
測量・地質調査			→							
生活環境影響 調査				→						
開発関係等許 認可					→					
造成設計・工事						→				
施設基本設計							→			
本体建設工事								→		
供用開始										→

※現段階では、施設整備の詳細が未定であるため、内容及びスケジュールが変動する場合があります。

第6章 計画の進行管理

6-1. 計画推進体制

本計画の目標を達成するには、市民、事業者、行政の各主体が協働で取り組むことが不可欠です。今後は、それぞれの役割を明らかにし、参加・協働により情報の共有を図り、一体となって効果的な取り組みを推進します。

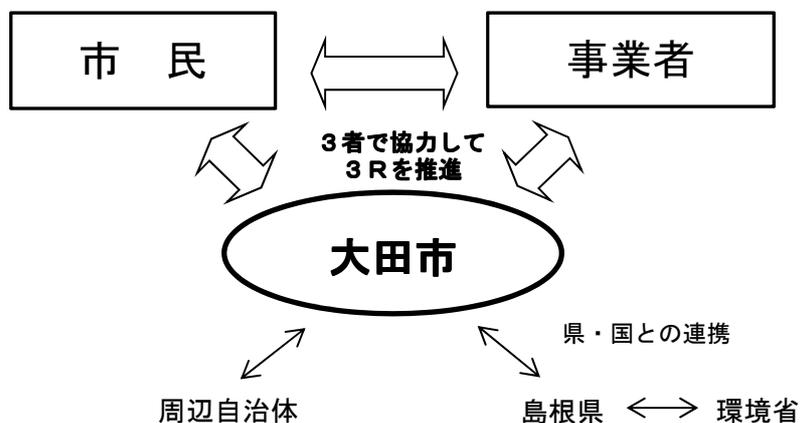


図 25 計画推進体制

6-2. 計画進行管理

本計画を確実に実施していくためには、各種施策への取組の状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、これに基づいて必要な追加施策等を講じていくことが必要です。そのため、PDCAサイクルにより、継続的に管理していきます。

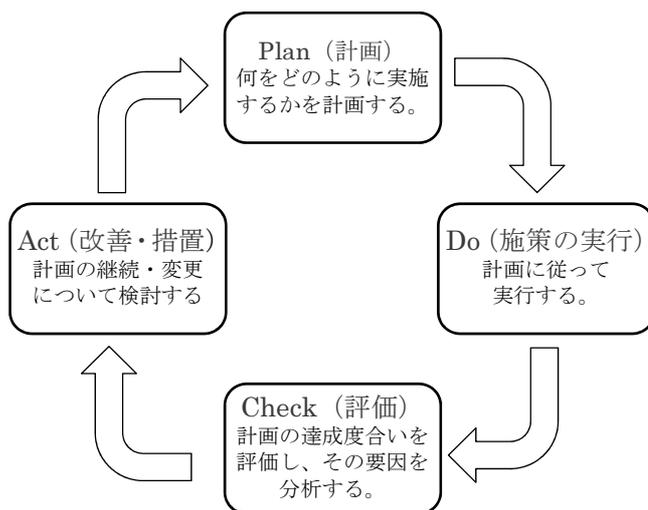


図 26 計画進行管理

※ PDCAサイクル

PDCAサイクルとは、計画 (Plan) を実行 (Do) し、評価 (Check) して改善 (Act) に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセスのことです。PDCAサイクルの考え方は、民間企業が製品の品質向上や、経費削減などを検討する際に広く用いられてきました。